

令和7年（家）第1812号	本籍石川県鳳珠郡能登町字小木十七字34番地 最後の住所石川県金沢市泉本町二丁目84番地3 不在者 北野 久雄 昭和28年2月2日生 令和8年6月30日失踪宣告審判確定 金沢家庭裁判所裁判所書記官
令和7年（家）第9584号	本籍香川県小豆郡土庄町豊島家浦1986番地 最後の住所東京都葛飾区東水元1丁目8番19号 石井ピラ202 井上方 不在者 太田 信雄 昭和11年10月14日生 令和8年6月30日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所 裁判所書記官
令和7年（家）第171号	本籍三重県志摩市大王町波切833番地4 最後の住所兵庫県尼崎市大西町1丁目9番27-102号 不在者 岡 信広 昭和33年8月11日生 令和8年6月30日失踪宣告審判確定 神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官
令和7年（家）第2号	本籍長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触2128番地 最後の住所福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋149番地 不在者 平田 昌喜 昭和27年11月16日生 令和8年6月27日失踪宣告審判確定 長崎家庭裁判所壱岐支部 裁判所書記官
令和7年（家）第489号	本籍大阪府堺市南区梅325番地 最後の住所大阪府堺市南区赤坂台2丁5番3-204号 不在者 竹馬あや子 昭和36年8月30日生 令和8年6月30日失踪宣告審判確定 大阪家庭裁判所堺支部 裁判所書記官

失踪宣告取消	
令和8年（家）第1534号	本籍大阪府大阪市西区九条二丁目三番地の2 1住所大阪府八尾市楠根町4-35-1 ルー チェ八尾 申立人（失踪者） 杉山 安彦 昭和22年9月17日生 令和8年6月27日失踪宣告取消審判確定 大阪家庭裁判所 裁判所書記官
令和8年（家）第665号	本籍富山県富山市大泉中町6番（失踪宣告審 判時の本籍富山県下新川郡入善町上野503番 地） 住所フィリピン共和国 マニラ大都市圏 マ カティ市 シティランド パソインタモ 702 申立人（失踪者） 高田 里志 昭和34年9月27日生 令和8年6月30日失踪宣告取消審判確定 富山家庭裁判所 裁判所書記官
除権決定	次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有 価証券について公示催告をしたところ、定められ た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権 利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣 言する。
令和8年（ハ）第1号	岐阜県大垣市西崎町2丁目46番地 申立人 岐建株式会社 同代表者代表取締役 木村 志朗 同代理人弁護士 水谷 博之 同 川瀬 麻絵 権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月26日 令和8年7月1日 福井簡易裁判所 （別紙）目 録 約束手形 1通 手形番号 ○I44214 金額 9,823,391円 支払期日 令和8年3月23日 支払地 福井市 支払場所 株式会社北陸銀行福井松本支店 振出日 令和8年1月20日 振出地 福井市 振出人 株式会社道端組 代表取締役 道端 健太 受取人 申立人 最終所持人 申立人

破産手続開始	
次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	
令和8年（フ）第468号	仙台市青葉区中央1丁目2番3号仙台マーク ワン19F 債務者 株式会社ReBoot 代表者代表取締役 八重樫勇輝 1 決定年月日時 令和8年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大輔 4 破産債権の届出期間 令和8年8月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和8年10月13日午後2 時 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和8年（フ）第69号	岐阜県大垣市菅野三丁目5番地 債務者 株式会社西川建設 代表者代表取締役 西川 文男 1 決定年月日時 令和8年7月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 秀樹 4 破産債権の届出期間 令和8年8月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和8年11月2日午後1 時30分 岐阜地方裁判所大垣支部破産係
令和8年（フ）第1218号	東京都東大和市湖畔2-1044-55、商業登記 簿上の本店所在地東京都東村山市久米川町一 丁目58番地2久米川町ビジネスプラザ9号 債務者 株式会社東秀架設 代表者代表取締役 小林 秀人 1 決定年月日時 令和8年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 規央 4 破産債権の届出期間 令和8年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和8年10月14日午前11 時 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第131号	千葉県君津市柰師二丁目12番3号 債務者 株式会社アートザグループ 代表者代表取締役 大友 竜也 1 決定年月日時 令和8年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 陶山 嘉代 4 破産債権の届出期間 令和8年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和8年10月16日午後1 時45分 千葉地方裁判所木更津支部
令和8年（フ）第189号	福井市成和一丁目906番地 債務者 畑中厨房株式会社 代表者代表取締役 畑中 優子 1 決定年月日時 令和8年7月13日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉川 奈奈 4 破産債権の届出期間 令和8年8月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和8年11月24日午前11 時30分 福井地方裁判所民事部破産係
令和8年（フ）第265号	静岡県浜松市中央区初生町978番地の2 債務者 有限会社アール 代表者取締役 川岸 正樹 1 決定年月日時 令和8年7月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 外山 弘宰 4 破産債権の届出期間 令和8年8月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和8年10月21日午後1 時30分 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和8年（フ）第266号	静岡県浜松市中央区初生町978番地の2 債務者 株式会社アド 代表者代表取締役 川岸 正樹 1 決定年月日時 令和8年7月13日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 外山 弘宰 4 破産債権の届出期間 令和8年8月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和8年10月21日午後1 時30分 静岡地方裁判所浜松支部破産係